

平成 23 年
5 月号
《第189号》

熊谷地区雇用対策協議会 熊谷市宮町 2-39 Tel 048-521-4600
編集発行 事務局 熊谷商工会議所内
熊谷公共職業安定所 熊谷市箱田 5-6-2 Tel 048-522-5656

雇用対策

ニュース

あいさつ

このたびの東日本大震災により、犠牲となられた方々とそこご遺族に対しまして、衷心より哀悼の意を表します。また、負傷された方々を始め被害に遭われ避難生活を余儀なくされている被災者の方々に心からお見舞いを申し上げます。

熊谷地区雇用対策協議会会員の皆様におかれましても、多くの事業所が被災地の事業所との取引関係や計画停電等により多大な影響を蒙られましたことに心より、お見舞いを申し上げます。

さて、雇用失業情勢は、大震災前の2月までは4か月連続で4%台で推移し改善傾向にありました。有効求人倍率も0.62倍と10ヶ月連続の改善基調にあり、厳しい状況にあるものの持ち直しの動きが広がりつつあるものでございました。

しかし今回の大震災による未曾有の被害は雇用失業情勢に極めて大きな影響を与えずにはおりません。とりわけ被災された方々を含めた国民の雇用、生活の不安を一日も早く払拭することが求められております。そのため4月5日、政府（被災者等就労支援、雇用創出推進会議）において「日本はひとつ」しごとプロジェクト」の実施が決定されました。

これは①被災された方々への就労機会の創出、被災地企業、資材の活用。②被災された方々の意向を踏まえつつ被災地以外の地域に就労を可能にしていくことについて政府をあげて推進し、被災された方々の仕事とくらしを日本がひとつとなって支えていくことを目指すものであります。

ハローワーク関係では①労働局が事務局となり、自治体、国の出先機関、関係団体による「日本はひとつ」しごと協議会の創設。

②「日本はひとつ」ハローワーク機能拡大による、・全国ネットを活用した被災者の確実なマッチング・被災地における避難所へのきめ細かな出張相談、農林漁業、自営業者への支援・被災地以外における被災した方を受け入れるための関係機関と連携した住居の確保、地元生活情報の提供を行なうこととしております。

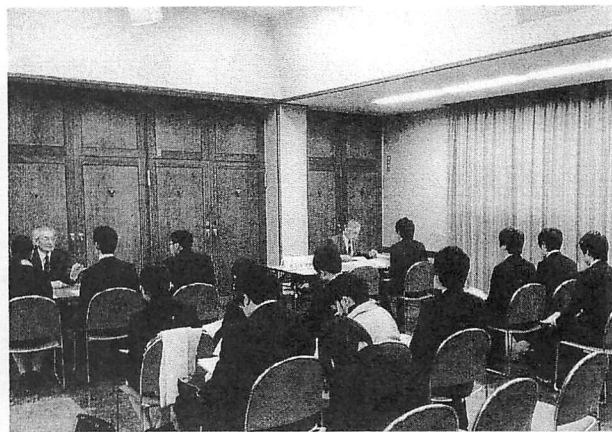
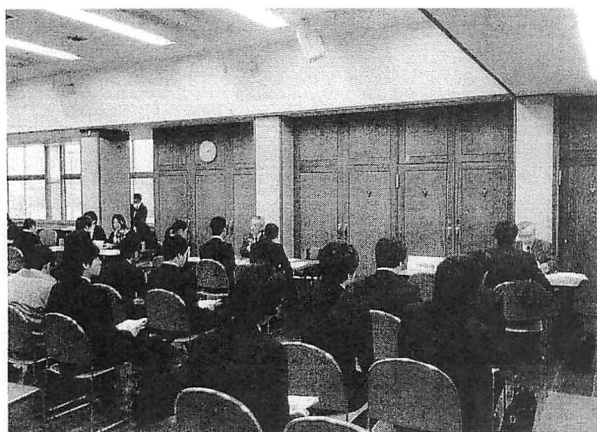
熊谷所におきましても、これらに加えハローワーク本来の機能である、失業給付の支給、雇用調整助成金等の支給、そして希望にあった仕事の紹介などの業務に全力で取り組んでまいりますので、会員各位の皆様にはご支援ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

求人企業合同面接会が開催されました（熊谷会場）

【実施報告】

1. 日 時 平成 23 年 4 月 19 日（火） 午後 1 時開始
2. 場 所 熊谷市立商工会館 2 階大ホール
3. 主 催 埼玉県雇用対策協議会
4. 対 象 2012 年 3 月大学・短大専門学校等卒業予定者（既卒 3 年程度含む）

大学生等を対象とした求人企業合同面接会が熊谷市立商工会館で開催されました。景気や大震災により新卒採用が厳しい中で、今回 6 社の企業にご参加いただきました。既卒も含めて 55 名の学生が参加され、積極的に面接を受けていました。



事業主のみなさまへ

労働保険の年度更新手続並びに一般拠出金の申告・納付について

（平成 23 年 6 月 1 日～7 月 11 日）

労働保険の平成 22 年度確定保険料と平成 23 年度概算保険料及び石綿健康被害救済法の一般拠出金の申告・納付手続を行っていただく時期となりました。

申告書・納付書は、5 月末に発送されますので、パンフレット（申告書等の記入方法の説明書も同封されています）などの説明に従って作成し、保険料及び一般拠出金を添えて 7 月 11 日までに金融機関窓口へ提出してください。

詳しくは、埼玉労働局労働保険徴収課または最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

埼玉労働局労働保険徴収課

TEL 048-600-6203

FAX 048-600-6223

～ 学卒求人説明会のご案内 ～

平成 22 年度の求人件数は、前年度を僅かに下回る結果となりました。

今年度は 3 月に発生した東日本大震災の影響により学卒求人の減少が懸念されます。

会員の皆様には、一人でも多くの生徒を就職に結び付けるため新規学卒者の採用をご検討いただき、1 社でも多くの参加をお願いいたします。

- ・日 時 平成 23 年 6 月 10 日（金） 午前 10 時～と 午後 2 時～（2 回有る）
- ・場 所 熊谷市文化創造館さくらめいと 会議室 1
熊谷市拾六間 111-1 TEL 048-532-0002
問い合わせは学卒担当まで（048-522-5656）

◆◆◆ 高年齢者雇用安定法関連のお知らせ ◆◆◆

《平成 22 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで→義務年齢は 64 歳です》

《平成 25 年 4 月 1 日から→義務年齢は 65 歳となります》

————— 高年齢者雇用確保措置はお済みですか —————

継続雇用制度の対象者の基準を、労使協定を締結せずに就業規則で定めることができる特例措置（中小企業（300 人以下）対象）が、平成 23 年 3 月 31 日で終了しました。

————— 以下のいずれかを実施されていますか —————

- ① 「定年の定め廃止」、「定年の引き上げ」または、「希望者全員の継続雇用制度の導入」
- ② 継続雇用制度の対象となる高年齢者の基準について労使協定を締結

ご注意ください

継続雇用制度の導入にあたって、対象となる高年齢者の基準について就業規則で定めるのみで労使協定を締結しないまま、平成 23 年 4 月 1 日以降当該高年齢者が離職した場合、雇用保険被保険者離職証明書の離職理由は、当該高年齢者の継続雇用の希望の有無にかかわらず、**事業主都合**となります。

※ なお、各種助成金制度を活用される場合、事業主都合の離職により、当該助成金が支給されない場合があります。

お問い合わせ・ご相談は雇用指導官まで（048-522-5656）

熊谷公共職業安定所人事異動

(前任地)

(新任地)

平成²³~~22~~年4月1日付

<p>【転出者】</p> <p>近藤みゆき 庶務課長</p> <p>久保 泰男 求人統括</p> <p>森田 哲也 職相統括</p> <p>上野 浩一 求人上席</p> <p>栗原 理恵 職相上席</p> <p>川上 浩史 庶務課</p> <p>【転入者】</p> <p>山中澄子 川口安定所 庶務課長</p> <p>栗原二郎 埼玉労働局 安定課 雇用保険監察官</p> <p>小暮俊明 大宮安定所 雇用指導官</p> <p>上松由樹 浦和安定所 職相上席</p> <p>松本正明 草加安定所 求人・専門上席</p> <p>田口英明 川口安定所</p>	<p>行田安定所 求人・専門統括</p> <p>川越安定所 庶務課長</p> <p>埼玉労働局 安定課 地方労働市場情報官</p> <p>川越安定所 就職促進指導官</p> <p>浦和安定所 給付調査官</p> <p>川口安定所</p> <p>庶務課長</p> <p>求人統括</p> <p>職相統括</p> <p>求人上席</p> <p>職相上席</p> <p>庶務課</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

ハローワーク熊谷 駐車場案内 熊谷職安跡地が駐車場になる。

